# 警察署協議会会議録

西警察署協議会

開催年月日時	令和元年5月20日 午後4時00分 から 令和元年5月20日 午後5時30分 まで			
開催場所	福岡県西警察署 5階大会議室			
	警察署協議会 会長以下8名			
出席者	響察署署署長、副署長、刑事管理官、総務課長、 留置管理課長、会計課長、生活安全課長、 地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長、事務局1名			

議事概要

## 【会長挨拶(要旨)】

本日の協議会は、この春の異動等で委員・署幹部ともそれぞれが入れ替わり、今 回が新しいメンバーでのスタートになる。

西警察署の方々には引き続き西区の安全・安心のためにともに尽力していただき たい。

## 【署長挨拶(要旨)】

お足元の悪い中、令和元年初めての西警察署協議会に参加していただき感謝申し上げる。

新たに3人の委員の方をお招きしたが、当署でも、署員が入れ替わり、新たな体制になった。警察署協議会は、警察署長が警察業務に民意を反映させるために、また警察署の仕事のあり方について、委員のみなさまから御意見を聞くための機関であることから、委員のみなさまには、活発で忌憚のない御意見をいただけるようお願いする。

また、治安情勢については、刑法犯認知件数・交通人身事故は4月末現在で、昨年と比べ、減少傾向であるが、例年犯罪が増加する夏に向け、署員一同「安全で安心なまち西区」を実現するために各種警察活動を強力に展開していくため、委員のみなさまには御理解と御協力をよろしくお願いする。

#### 【幹部挨拶】

### 【委員挨拶】

#### 【報告事項】

- 1 ニセ電話詐欺について(生活安全課長)
- 2 G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議について(警備課長)

### 議事概要

#### 【質疑応答】

- 委員から「高齢者の免許更新について、更新時に自動車学校での運転技術の検査を導入し、運転技術によって更新を決定することは出来ないのか。」旨の質疑があり、他委員及び交通課長から「現在、70歳以上の方は、高齢者講習を受け、75歳からは高齢者講習の前に認知機能検査を受けることで対応している。高齢者講習は、運転をやめさせる講習ではなく、現在の運動能力等を再認識していただくための講習であることを御理解いただきたい。」旨の回答があった。さらに、委員から「更新時の一度の認知機能検査で認知症と判断できるのか」旨の質疑があり、他委員及び交通課長から「認知症であると判断するのはあくまで医者であり、病院に行くべきかどうかの検査をしている。またそのときは点数がよかったとしても、その後の段階で講習時間の長さを変えたりすることで対応している。」旨の回答があった。
- 委員から「高齢者の徘徊や認知症が疑われている人物の相談があっているのか。また、一般の人が認知症の人の徘徊を発見した場合、どのように対応したらよいのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「高齢者の徘徊や認知症が疑われる方の相談や通報は、受理している。警察も役所と連携を取って対応しているので、一般の方が、認知症が疑われる方を発見した場合は、110番をして頂くか、近くの交番に連れてきて頂きたい。」旨の回答があった
- 委員から「区役所と認知症の方の連携を逆手に取った詐欺が出てくるのではないかと懸念している。」旨の意見があり、副署長から「振り込め詐欺は、利用できるものはすべて詐欺に利用するので、様々な種類の詐欺が出てくると思っておいたほうがよい。高齢者の周りの人も含め、防犯意識を持ってもらうことが大切である。」旨の回答があった。さらに委員から「自分の息子の声がわからないものなのか。」旨の質疑があり、署長から「詐欺に遭っている人は、息子の声だと信じきっており、言われるがままになってしまう。阻止するためには、周りの人の目しかない。現在、ATMに「前の人、電話をかけながら操作していませんか。詐欺にあっていますよ。」といった内容の張り紙をしている。周りの人の目で詐欺を止めていただくようにしている。」旨の回答があった。
- 委員から「実際、ニセ電話詐欺について送付されてきたはがきが裁判所からの本物か偽物かの区別はどのようにすればいいのか。強制執行等の本物のはがきが届いても、偽物だとそのまま放置しておいたら、強制執行されるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「届いたはがきに書かれている電話番号をインターネットで確認すれば、本物の番号であるか否か確認できる。本物のはがきであれば、強制執行されることになるので、判断できないはがきが届いた場合は、一緒に確認するので、警察に相談していただきたい。」旨の回答があった。

#### 【閉会】

以上で、令和元年第2回西警察署協議会を閉会する。

議	事	概	要